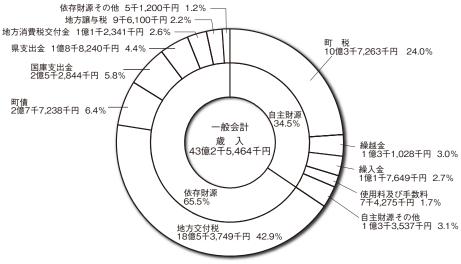
広おのまさ 11月号別冊 行財政特集号

地方自治法第243条の3並びに小野町財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、9月定例 議会において認定された平成19年度の決算状況と平成20年度上半期の予算執行状況についてお知らせし ます。

◇◇平成19年度 -般会計決算〈〉〈〉

一般会計の決算額は、歳入総額43億2546万4000円、歳出総額42億3228万6016円で、歳入歳出差引額か ら翌年度へ繰り越す財源160万3294円を差し引いた額は、9157万4690円となりました。

歳入内訳 図 1

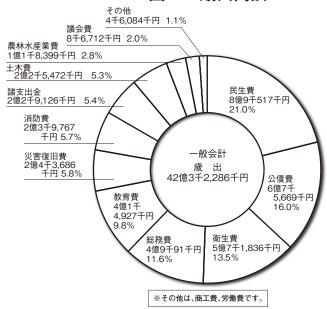


※自主財源その他は、財産収入、分担金及び負担金、諸収入、寄付金です。 依存財源その他は、自動車取得税交付金、地方特例交付金、利子割交付金、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策 特別交付金、株式等譲渡所得割交付金です。

6・3%の減となりました。 とした依存財源が65・5%を占め、 万5311円)に比べ2億9054万1311円 源は34・5%となりました。 内訳は図1のとおりですが、 入総額は、 平成18年度決算額(46億1600 地方交付税を始め 町税等の自主

歳入の内訳

図2 歳出内訳



13・5%、総務費11・6%、教0%となり、次いで公債費が16比が最も高いものは民生費で、 5.6%の減となりました。 **カ7077円)に比べ2億5269万1061円** 目的別歳出の内訳は図2のとおりですが、 歳出総額は、 次いで公債費が16・0%、 平成18年度決算額(4億8497 教育費9・8%の順 歳出総額の21・ 衛生費

となっています。

広報 おのまち 行財政特集号

歳出の内訳(つづき)

制し公債費残高の縮減につとめ 軽減を図るため、町債発行を抑 7・1%の増となりました。 等が増加したため、前年度より ための経費です。公債費負担の 借り入れた町債の償還にあてる 民生費は、社会福祉、児童福 公債費は、町が前年度までに 前年度より1・3%の 繰出金

ので、こまち浄水場建設事業完 尸籍、選挙、統計調査のための の負担金の減少により、 **孒に伴う水道事業出資金の減や** より23・3%の減となりました。 公立病院を含めた広域組合等へ レ尿処理のための経費が主なも 総務費は、総務管理、徴税、 衛生費は、上水道、感染症予 火葬場、公立病院、ごみ・ 前年度

減となりました。 理、 の減少により、前年度より26 ので、七生根線整備繰越事業分 都市計画に関する経費が主なも 舗装新設改良等のほか、 土木費は、町道の維持管理 河川、

都市下水路の管理

、住宅管

1%の減となりました。

おやつ教室

発生の土木・農林災害復旧費用 生した凍上災の復旧費用や現年 教科書改訂経費の減少により

育に関する経費が主なもので

管理経費、社会教育及び社会体

教育費は、小中学校の振興

より4・8%の増となりました。 事業経費の増加により、前年度 経費が主なもので、戸籍電算化

前年度より4・8%の減となり

災害復旧費は、平成18年に発

290.1%の大幅な増となり 増加により、 前年度より

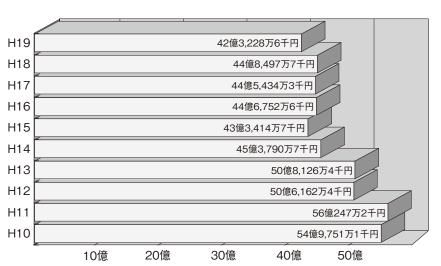
減となりました。 財政調整基金等への積立の減少 種基金への積立が主なもので 公共施設等建設準備基金等の各 により、前年度より40・5%の 諸支出金は、財政調整基金

振興のための各種経費が主な を実施しました。 住と交流と快適環境のまちづ 減となりました。 もので、森林組合貸付金の減 くり」実現のための各種事業 商工費、消防費において、「定 により前年度より33・2%の このほか、議会費、 労働費

農林水産業費は、農林業の

整備が進む町道七根線

-般会計歳出決算のうつりかわり



平成19年度決算 特別会計・企業会計

国民	歳	13億8,182万円
康保	入	13息0,102万円
険	歳	
別	脉	13億6,705万 4 千円
別会計	出	10 100,7 0073 1 1 1 1

介護保険サービ	歳入	153万7千円
-ビス事業特別会計	歳出	153万7千円

老人保健	歳入	12億6,473万6千円
特別会計	歳出	12億6,473万6千円

文化・体育振興	歳入	429万5千円
興基金特別会計	歳出	362万4千円

介護保険	歳入	8億2,487万2千円
特別会計	歳出	8億2,370万7千円

-14	歳	(収益的収入) 1億5,724万3千円
水道事	入	(資本的収入) 3,776万2千円
業会計	歳	(収益的支出) 1億7,778万3千円
	出	(資本的支出) 9,476万6千円

※収益的収支及び資本的収支は税込額で記入

革を徹底-い状況にあることは変わりなく、ただし、小野町の財政が厳し 組みを進めていきます。 これからもより一層の行財政改 足比率は、 町の健全化判断比率及び資金不 た場合は、経営健全化計画を定率が経営健全化基準以上となっ 生計画を定め、 生基準以上である場合は財政 自主的な改善努力により よる確実な財政再生を行うこと に取り組むことになり、 とになりま こととなりました。 なります。 も早期健全化基準以上である 合は財政健全化計画を定め における資金不足比率を、 年度決算から健 関する法律が施行され、 における資金不足比率を、議負担比率)の4指標と公営企率、③実質公債費比率、④将 不全 経営のは -成19年度決算に基づく 全化判断比率のうち、 一報告を経て住民へ公表する (質赤字比 足化 して財政健全化の 別表のとおり全ての)健全化に 健全化基準を下回り また、 の比 国などの関与に 率 対政の健 全化判断: に取 資金不足比)連結赤字 び組 財政 う健全化 平成 比率

別表 小野町健全化判断比率及び資金不足比率の公表

■健全化判断比率

(単位:%)

及

箵

項	目	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率			15.0	20.0
②連結実質赤字	□比率	_	20.0	40.0
③実質公債費比率		17.9	25.0	35.0
④将来負担比率		62.9	350.0	

[※]実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「一」で表示しています。

■資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	小野町	経営健全化基準	
水道事業会計	_	20.0	

※水道事業会計で資金不足額がないため「一」で表示しています。

■用語の解説

□健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4比率のことです。

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比 率です。15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

□連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率です。20%以上で財 政健全化団体に、40%以上で財政再生団体となります。

※財政再生基準は、3年間の経過的な基準あり

□実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率(一部事務組合への負担金や公営企 業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分も含む)です。

この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準に用いられ、18%以上で起債の許可が必要に なり、25%以上になると財政健全化団体となり一部の起債発行が制限され、35%以上になると財政再 生団体となり多くの起債発行が制限されます。

□将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

350%以上で財政健全化団体となります。

□資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

健全化判断比率(4指標)のうち1つでも早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財 政健全化計画の策定などが義務づけられ、自主的な財政健全化に取り組むことになります。

□財政再生基準

将来負担比率を除く健全化判断比率のうち1つでも財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」と なり財政再生計画の策定などが義務づけられ、国等の関与による財政再生に取り組むことになります。

□経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化計画などが義務づけられ、公営企業 の経営の健全化に取り組むことになります。

◇◇平成20年度上半期 補正予算の状況◇◇



敬老会の様子

なっています。39億361611万5000円と九月末現在の予算額は りです。 38億3600万円で編成しまし 正予算の主な内容は表3のとお 000円を増額したことにより た。その後、補正で1億11万5 上半期における一般会計の補 般会計の予算は当初

出の状況は、表1・表2のとお別会計の補正予算及び収入・支上半期における一般会計・特 る支出の状況についてお知らせ(4月1日から9月30日)におけ その後の補正の状況と上半期 でお知らせしましたが、今回は ついては、広報おのまち4月号平成20年度当初予算の状況に

計 表1 般 会

(歳 入) (単位:千円)

区 分	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累計	9月末現在 収入済額	収入率(%)
1 町税	1,033,243	0	1,033,243	653,468	63.2
2 地方譲与税	94,000	0	94,000	27,139	28.9
3 利子割交付金	3,000	0	3,000	1,680	56.0
4 配当割交付金	3,400	0	3,400	534	15.7
5 株式等譲渡所得割交付金	1,500	0	1,500	0	0.0
6 地方消費税交付金	110,000	0	110,000	62,543	56.9
7 ゴルフ場利用税交付金	3,000	0	3,000	3,179	106.0
8 自動車取得税交付金	31,000	0	31,000	10,881	35.1
9 地方特例交付金	6,201	5,867	12,068	12,068	100.0
10 地方交付税	1,678,000	25,246	1,703,246	1,239,291	72.8
11 交通安全対策特別交付金	1,600	0	1,600	854	53.4
12 分担金及び負担金	23,496	0	23,496	11,927	50.8
13 使用料及び手数料	71,623	0	71,623	34,260	47.8
14 国庫支出金	159,788	1,837	161,625	28,328	17.5
15 県支出金	177,149	1,286	178,435	29,752	16.7
16 財産収入	59,438	8,847	68,285	11,422	16.7
17 寄付金	2	0	2	588	29,400.0
18 繰入金	79,569	23,924	103,493	0	0.0
19 繰越金	50,000	41,574	91,574	91,574	100.0
20 諸収入	24,291	1 20	24,271	2,377	9.8
21 町債	225,700	▲8,446	217,254	0	0.0
歳入合計	3,836,000	100,115	3,936,115	2,221,865	56.4

(歳 出) (単位:千円)

区分	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累計	9月末現在 支 出 済 額	支出率(%)
1 議会費	86,824	582	87,406	42,535	48.7
2 総務費	452,120	23,159	475,279	205,565	43.3
3 民生費	866,893	1,964	868,857	254,257	29.3
4 衛生費	531,557	▲ 10,875	520,682	189,862	36.5
5 労働費	1,070	0	1,070	324	30.3
6 農林水産業費	140,487	▲ 12,723	127,764	49,134	38.5
7 商工費	25,439	50	25,489	16,111	63.2
8 土木費	258,531	11,649	270,180	68,668	25.4
9 消防費	261,938	▲ 2,182	259,756	165,214	63.6
10 教育費	465,856	6,212	472,068	205,894	43.6
11 災害復旧費	36,816	1,500	38,316	5,617	14.7
12 公債費	676,457	0	676,457	298,377	44.1
13 諸支出金	305	80,779	81,084	0	0.0
14 予備費	31,707	0	31,707	0	0.0
歳 出 合 計	3,836,000	100,115	3,936,115	1,501,558	38.1

(歳入) (単位:千円)

会 計 名	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累計	9月末現在 収入済額	収入率(%)
国民健康保険特別会計	1,324,816	▲ 18,480	1,306,336	463,553	35.5
老人保健特別会計	120,157	25,628	145,785	114,006	78.2
後期高齢者医療特別会計	111,818	▲ 3,733	108,085	30,028	27.8
介護保険特別会計	822,380	3,827	826,207	315,324	38.2
介護保険サービス事業特別会計	1,658	0	1,658	1,187	71.6
文化・体育振興基金特別会計	3,331	100	3,431	2,930	85.4
水道事業会計(収益的収入)	177,359	▲ 6,832	170,527	57,471	33.7
水道事業会計(資本的収入)	152,691	2,520	155,211	91,680	59.1

(歳出) (単位:千円)

会 計 名	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累計	9月末現在 支 出 済 額	支出率(%)
国民健康保険特別会計	1,324,816	▲ 18,480	1,306,336	526,963	40.3
老人保健特別会計	120,157	25,628	145,785	118,778	81.5
後期高齢者医療特別会計	111,818	▲3,733	108,085	25,973	24.0
介護保険特別会計	822,380	3,827	826,207	352,783	42.7
介護保険サービス事業特別会計	1,658	0	1,658	114	6.9
文化・体育振興基金特別会計	3,331	100	3,431	2,320	67.6
水道事業会計(収益的支出)	177,359	▲ 6,832	170,527	36,737	21.5
水道事業会計(資本的支出)	214,773	2,520	217,293	119,221	54.9

(国民健康保険特別会計)

ア 出資による権利 (単位:千円)

福 島 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 出 資 金	3,577	(9月末現在)
イ 基金	(単位:千円)	
国民健康保険給付費	220 727	

220,73/ | (9月末現在) 支 払 準 備 基 金 (9月末現在) 高額医療費貸付基金 3,000

(単位:千円) (介護保険特別会計)

介護給付費準備基金 0 (9月末現在)

(文化・体育振興基金特別会計) (単位:千円)

102,235 (9月末現在) 文化体育振興基金



町有林おすそ分け事業



バス・ストップを整備



耐震診断が実施される小野中学校

上半期補正予算の主な内容

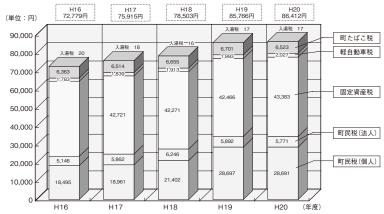
一般会計(1,000千円以上の増額補正を行った主なもの) (単位:千円)

放去計(1,0001円以上の指統開止で1)つた土なもの)	(羊匠・1口)
事 業 名 称	補 正 額
住民税の公的年金等特別徴収システム改修外委託料	6,200
介護保険特別会計繰出金	2,700
後期高齢者医療特別会計繰出金	12,024
緑とのふれあいの森公園施設整備費負担金	1,500
道路維持補修工事請負費	2,700
小野インターバスストップ設置工事請負費	9,000
教育施設耐震二次診断委託料	7,500
土木施設災害復旧事業査定設計業務委託料	1,500
財政調整基金積立金	46,432
減債基金積立金	9,174
公共施設等建設準備基金積立金	25,173

民福祉の向上を図り、

住町み

町民1人当たりの町税負担額の推移 図3



*平成16~19年度は決算額を基に算出し、平成20年度は当初予算額を基に算出した。

表 4 財産の 9 月末日現在の状況

(1)財産 (一般会計)

(ア)土地及び建物

(単位: m³)

- Γ. Λ			建物	
区分	土地	木造	非木造	計
(行政財産)				
本 庁 舎	4,308	1,718	377	2,095
警察(消防)施設	3,530			0
行政機関その他の施設				0
学 校	128,200	264	25,673	25,937
公 営 住 宅	19,358	5,732	12,104	17,836
公園	156,442			0
その他の公共施設	83,762	7,700	9,828	17,528
小 計	395,600	15,414	47,982	63,396
(普通財産)				
その他の施設	6,733	1,926	353	2,279
宅 地	75,177			0
畑	1,036			0
山林	2,748,488			0
原 野	2,290			0
雑 種 地	40,034			0
小 計	2,873,758	1,926	353	2,279
合 計	3,269,358	17,340	48,335	65,675

(イ)有価証券			(単位:千円)
株		券	5.700

はぬ 況は表4のとおりです。 執行に努めています。 の財産を所有していますが、そ な土地・建物・物品・債券など町は、行政執行のために必要 平成20年度上半期の財産の状 |取得・管理及び処分について 条例や規則に基づき適切な

町民の皆さんに直接的・間接的 が行っている行政経費の財源は、 よい生活環境をつくるため、

に負担していただいています。

の予算額は、

10億3324万3 平成20年度の町税

収入財源で、

たいている 町税は、

最も重要な

このうち、

直接負担していた

000円で、

これを町民

一人あ

たりの負担額にすると8万64

12円になります。

(図3)



第14回町民運動会 聖火ランナー

(ウ)出資による権利 (単位:千円)

福島県土地改良事業団連合会土地改良基金	1,700
福島県信用保証協会出捐金	3,095
福島県農業信用基金協会出資金	800
福島県私学振興基金協会出資金	180
福島県中小企業福祉事業団出資金	100
福島県林業協会出資金	33
(社)福島県畜産振興協会出資金(肉用子牛価格安定事業)	100
財福島県総合社会福祉基金出資金	1,658
郡山地方土地開発公社出資金	400
財福島県都市公園・緑化協会出資金	64
(社)福島県予防接種事業振興基金出資金	74
)	25
(社)福島県畜産振興協会出資金(肉豚価格補償事業)	100
小野町上水道事業出資金	330,587
(社)福島県国土調査測量協会出資金	100
(財)ふるさと情報センター出資金	500
(社)福島県林業公社出資金	100
ふくしま中央森林組合出資金	3,000
(財)福島県きのこ振興センター出捐金	600
財福島県下水道公社出捐金	40
(財)郡山コンベンションビューロー出捐金	200

(工)基金	(単位:千円)
財政調整基金	666,395
無担保無保証人融資基金	1,000
商工振興資金保証貸付基金	0
小規模企業振興基金	10,000
畜産特別導入事業基金	2,946
優良基礎乳用雌牛導入事業基金	4,832
水道事業資金貸付基金	750
公共施設等建設準備基金	951,583
減債基金	156,557
小野町一般廃棄物最終処分場公害防止及び損害賠償等基金	380,000
優良基礎肉用雌牛導入事業基金	5,081
地域福祉基金	195,500
ふるさと水と土保全基金	5,000
西牧門文庫基金	4,500
土地開発基金	25,118

町債及び一時借入金の状況

(1)町債

(単位:千円)

(1).3150		(113/
20年度増減見込額 起債見込額 償還見込額		20年度主理大克/月73 類》	
		20年度末現在高(見込額)	
232,554	569,897	4,524,880	

(2)一時借入金の現在高(単位:千円)

时旧八亚 少死 正同 (千世	•	 1	J
9月末日現在高			
0			

◇◇平成19年度 国民健康保険特別会計決算〈

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額13億8181万9916円、歳出総額13億6705万3657円で、歳入 歳出差引額1476万6259円は翌年度へ繰越となりました。

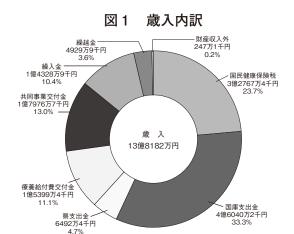


図2 歳出内訳 諸支出金外 482万1千円 0.4% — 総務費 3984万7千円 2.9% 保健事業費 744万8千円 0.5% 共同事業拠出金~1億7285万3千円 12.6% 歳出 介護納付金 7842万7千円 5.7% 13億6.705万4千円 老人保健拠出金 2億0977万0千 円 15.4% 保険給付費 8億5388万8千円 62.5% 億6231万2747円

9億7621万7千円

歳出 12 した。 歳出 |億474万910円)に比べ の内容 図1 総額 ば 18 年 度 決算 額

> 保険の総医療費は20億15万円で 内 平成19年度の小野町国民 退職被保険者分 老人保健受給者分 般被保険者分 2億345万円 8億2048万3千円 健 康

収率は、 LI 今年度は基金を3300万円取 ベ2・2%低下 金等です。 10 比べ1億2778万184円、 養給付費交付金・共同事業交付 税・国庫支出金 (12億5403万9732円)に 崩 主な内容は、 ・2%の増となりました。 78 保険給付費に充当し 国民健康保険税の徴 ・9%と前年度に比 しました。 . 国民 県支出金・療 (健康保 また、

度決算額 が 33 同 62 主な内容は、 事 業 拠 保

蒇

入の内容

13

5%の増となりました。

歳入総額は、

18

年

なっています。 その他は住民健診や事務費等に 医療費の給付に対する費用で ・7%で合わせると96・2% 出金・介護納付金が 老人保健拠出金・共 (図2) 険給付費 が

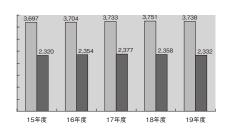
1人当たりの医療費の状況

一般被係	保険者
診療件数	10.6件
診療日数	17.6日
医療費 24	万1千円

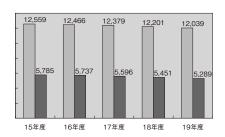
退職被保険者 診療件数 19.5件 診療日数 28.3日 医療費 39万5千円

老人保健受給者 診療件数 22.3件 診療日数 45.5日 医療費 71万3千円

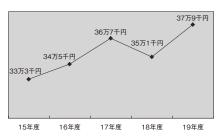
世帯の推移



被保険者の推移



1人当り医療費の推移



2億5,342万1千885円(18年度末残高)+31万5千円(19年度積立額)

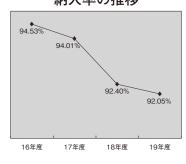
2億2,073万6千円(19年度末残高)	3,300万円 (19年度取崩額)
----------------------	----------------------

国民健康保険税収納状況(現年度分)

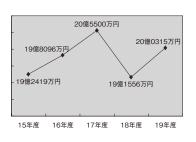
	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	361,421,900	351,443,700	352,268,400	341,392,900
納入額	341,652,450	330,406,700	325,496,500	314,265,700
納入率	94.53%	94.01%	92.40%	92.05%

国保税は、国民健康保険事業を支える大切な財源です。 入期日を守り、完納しましょう。

納入率の推移



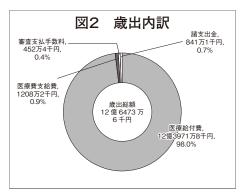
医療費の推移

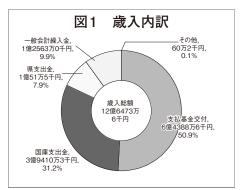


蔵入の内容

◇◇平成19年度 老人保険特別会計決算◇

老人保健特別会計の決算額は、歳入・歳出共に総額12億6473万5861円で同額となりました。





容は、 3 % 0 計からの繰入金です。 国 庫支出金、 金 審査 支払基金からの医療費交 増となりました。 支 県支出金、 (払手数料交付 図 1 主な内 金

が県、

般合計への

図2

比べ 算額

9635万5千円、

13

(7億2851万7千円)に

3997 億2476万661 入総額は、 万5200円、 18 年 ·度決算 白 3 に比 額 払手数料 997 は国 療給 となり 精算に伴う返還金です。 億2476万661

付

費 ŧ

が大半を占め、 医療費支給費

、その他 前年

、審査支

の内容

出総額は、

18年度決算額

方5200円、

、3·3%の <u>円</u>に比べ3

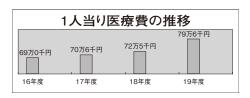
じた。

主な内容は

医







◇平成19年度 介護保険特別会計決算公

介護保険の決算額は、歳入総額8億2487万2千円、 歳出総額8億2370万7千円となりました。

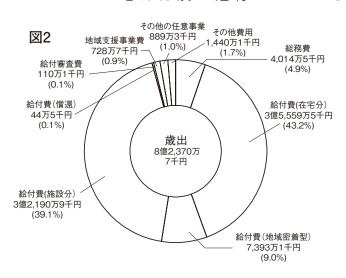
歳出

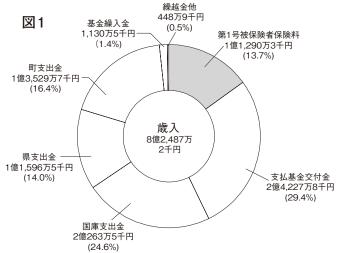
の内容

費で、 の増となっており、 比べ1 算額 加が影響しています。 に要する経費となっています。 歳出は、 歳出の総額は、 (7億2211 ·億159万円、 残りが事務や要介護認定 総額の9割強が給付 平成18年度決 万7千円) 給付費の 14 (図2) 増 %

担す 2%の増となりました。 付費の増加の影響によるもの 県及び町がそれぞれ12・5%負 묵 入は、 図1 歳入総額の ることがルールになって 被保険者が31%、 第 _ 묵 一被保険者が19%、 歳出の給付費に)増加: は、 国 25 %、 この 対 お 第

支出金、 64 歳 れる 会保 (65歳以上の方)の保険料と、 主な内訳は、 歳 ※までの 第 入総額は、 険支払基金を通じて交付さ |号被保険者(40 町支出金等です。 (方)の保険料 平成18年度の 第 了被保険者 歳か 社 決 県 5





、―ビスで、訪問介護やデイ

在宅サービスは自宅で受ける

向

が毎年増加しています。 制度の普及や高齢者の増加に伴 介護保険制度も9年目を迎え、 サービス提供にかかる費用

用です。

ホーム、老人保健施設などの利 施設サービスは、特別養護老人 サービス、福祉用具貸与などで

平成12年度からスタートした

表1

ています。(表1)

ら3の認定を受ける方が突出し

を受けており、

特に要介護1

3月末現在541名の方が認定 は年々増加しており、平成20年 利用することになります。 囲内でサービスを組み合わせて 内容が限定されるため、この範 要介護度によって、利用できる 利用する際、認定を受けている

要介護認定を受ける方の人数

	要支援	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	計
平成13年3月	41			62	36	30	30	40	239
平成14年3月	43			90	35	35	32	46	281
平成15年3月	44			115	54	54	33	42	342
平成16年3月	47			129	64	65	51	42	398
平成17年3月	47			147	76	74	53	46	443
平成18年3月	43			175	79	86	49	55	487
平成19年3月		15	49	114	112	97	77	55	519
平成20年3月		29	49	115	110	101	70	67	541

要介護認定者数(平成20年3月31日現在) 単位:人 が高額となっています。

要介護認定者数

介護保険制度は、サービスを

図3

平成19年度 8億2,370万7千円 平成18年度 7億2,211万7千円 平成17年度 6億3.581万円

平成13年度 4億861万2千円 平成12年度 3億2,926万1千円

給付費

年々在宅や施設にかかる給付費 設が3億2190万9千円と、 密着型が7393万1千円、 が3億4341万8千円、

(図 4

決算額の動向(歳出決算額)

いるのに対し、

給付費では在宅

地域

型と施設の約3・4倍となって

2342件で、

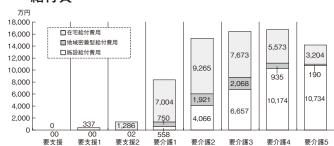
在宅が地域密着

地域密着型442件、

施設

利用件数は、

在宅9572件



要介護度ごとの利用件数と給付費用 4,000 ◆ 在宅利用件数 3,500 - 地域密着型利用件数 3.000 施設利用件数 2,500 2.000 1.500 1.000 要介護 1 要介護2 要支援1 要支援2 要介護3 要介護 4 要介護 5

☆鑵保除料の幼は状況(第1号神保除者)

衣と、月暖休候科の割り仏流(第15板休候台)							· 17.
	調 定 額 (収納予定額)	実質収納額	不納欠損額	滞納額	収	納	率
特別徴収 (受給年金から天引)	103,095,037	103,095,037				100	.0%
普通徴収 (納付書納入・口座振替)	9,792,752	9,057,682		735,070		92	.5%
普通徴収 (滞納繰越分)	1,341,889	658,315	166,342	517,232		49	.1%
計	114,229,678	112,811,034	166,342	1,252,302		98	.8%

: 円

削減され、 因ともなりますので、 料に影響し、 うになることから、次回の保険 分も含む)と、 率は88・8%でした。(表2) 1 旨をご理解いただき納期内納入 に受けられない場合もあります。 また、歳入に不足を生じるよ 平成19年度の介護保険料収: 保険料を納めない(不納欠損 こ協力をお願いします。 サービスが思うよう 、保険料値上げの原 給付費の一部が 制度の趣

介護保険料納付状況

平成19年度介護保険サービス事業特別会計決算

介護予防支援事業は、 · 平成18

介護予防支援事業状況

歳入					
款	項	目	予算額	決算額	予算残額
1.サービス収入	1.介護給付費収入	1.介護予防サー ビス計画収入	1,641,000	1,537,000	104,000
2.諸収入	1.雑入	1.雑入	1,000	0	1,000
	歳 入 合 計		1,642,000	1,537,000	105,000

項		予算額	決算額	予算残額
1.介護予防サー ビス計画費	1.介護予防サー ビス計画費	530,000	500,745	29,255
1.繰出金	1.他会計繰出金	1,112,000	1,036,255	75,745
歳 出 合 計		1,642,000	1,537,000	105,000
_	1 .介護予防サー ビス計画費 1 .繰出金	1.介護予防サー ビス計画費1.介護予防サー ビス計画費1.繰出金1.他会計繰出金	1.介護予防サー ビス計画費 1.介護予防サー ビス計画費 530,000 1.繰出金 1.他会計繰出金 1,112,000	1.介護予防サー ビス計画費 1.介護予防サー ビス計画費 530,000 500,745 1.繰出金 1.他会計繰出金 1,112,000 1,036,255

年度から設置された地域包括支

ト業務は65件です。

ジメント業務を行っております。

平成19年度のケアマネジメン

から2の方に介護予防ケアマネ

所で行われ、介護度が要支援1

援センターの介護予防支援事業

◇平成19年度 水道事業決算◇

どとなっています。

次に収益的支出の決算額は1億77

4

15万8千円、

企業債の償還金

、石綿セ

繰上償還し、

今年度は

既存の高金利の企業債を 低利の企業債への借換を

億2895万9179円、

(表1) 平成19年度 小野町水道事業決算報告書 (単位:円)

〔 収 益 的 収 支 〕

(収 入)

(女 H;)

1,01		
区 分	予 算 額	決 算 額
第1款 水道事業収益	157,152,000	157,243,159
第1項 営業収益	129,932,000	130,039,631
第2項 営業外収益	27,220,000	27,203,528

\Х Ш/							
区	分	予	算	額	決	算	額
第1款 7	k道事業費用	182	,112	,000	177	783	,222
第1項	営業費用	137	,704	,000	134	722	,309
第2項	営業外費用	44	,408	,000	43	,060	,913

〔資本的 収支〕

入) (収

区	分	予 算 額	決 算 額
第 1 款	資本的収入	37,541,000	37,761,500
第1項	工事負担金	1,575,000	1,795,500
第2項	国庫補助金	1,666,000	1,666,000
第3項	企業債	34,300,000	34,300,000

出)

区 分	予	算	額	決	算	額
第1款 資本的支	5出 9	4,769	,000	94,	766	,214
第1項 建設改良	費	6,123	,000	6,	120	,649
第2項 企業債償	景金 8	8,646	,000	88,	645	,565

21 万 円、 3470万7183円及び当年度分損 調整額20万5959円、 収支調整額1001万252円、 行いました。 度分消費税及び地方消費税資本的収支 過年度分消費税及び地方消費税資本的 で補てんしました。 益勘定留保資金1187万1320円 に不足する額5700万4714円は なお、資本的収入額が資本的支出額 今年度の損益(表2)の状況について 費用が1億7180万622円 |益1億5105万4522円に 過年度分損益勘定留保資金 減債積立金 当年

処理欠損金として翌年度に繰越しまし 2074万6100円の経常損失 695万2709円を当年度未 前年度繰越利益剰余金を充

(表4)水道水1㎡当たりの費用

構成給水原価「321円 40銭」

その他 維持管理費 人件費 15% 14% 支払利息 22% 減価償却費 49%

年間総配水量9万7340立方メート からの補助金2660万1922円な そのうち主な収入の内訳は水道使用料 算額は1億5724万3159円で、 書及び貸借対照表は、それぞれ表1、 た料金収入を得られる水量)53万45 年間有収水量(漏水分などを除い 給水戸数1939戸 損益計算 収入の決 般会計 新規 3430万円などとなっ は、 そのうち主な収入の内訳 3776万1500円で が増加しています。 場建設に伴う減価償却費 昨年度より、こまち浄水 2円などとなっており、 万6214円で、 ています。 息3810万9113円 万2334円、 (件費2660万192 次に資本的支出の決算額は9476 資本的収支の決算額は 企 管更新工事に要した費用とし 業債 0 企業債利 主な支出は、 借 入

44立方メートルでした。また、

決算状況について、

お知らせいたしま

ており、

主な支出の内訳

減価償却費8224

78万3222円となっ

平成19年度小野町水道事業の概要と

人口5029人、

平成19年度水道事業の概要は

加入戸数は23戸となりました。

平成19年度の決算報告書、

益的収支(表1)のうち、

表3のとおりです。

	(表2)			
	平成 19年度 小! 平成19年4月1	野町水道事業 日か6平成20年		
				(単位 :円)
	1. 営業収益 (1) 給水収益 ② その他営業収益	122,818,272 1,033,594	123,851,866	
	2 營業費用			
_	(1)原水及び浄水費	15.957.973		
8 1	2)配水及び給水費	2.589.416		
ā l	3)能保費	32,446,007		
\preceq $ $	(4)減価償却費	82,242,334		
\supset	6)資産減耗費	455,779	133,691,509	
mminst Finininin用とばり	营業損失			9,839,643
ا ≒	3. 営業外収益			
기	(1)受取利息及び配当金	8,896		
\supset	②他会計補助金	26,601,922		
วิ	3) 雜収益	591,838	27,202,656	
	4. 営業外費用 ())支払利息及び企業債取扱賠費	38,109,113	38,109,113	△ 10,906,457
၂				
느	経常損失			20,746,100
1	当年度鎮福失			20,746,100
<u> </u>	前年度難試利益剩余金			3,793,391
ر آ	当年度未処理欠損金		_	16,952,709
ٔ ۱				
ま	(表3)			
9_	平成 19年度 小	野町水道事業	貸借対照	長

もの。 す。 割ったもの。)は229円76銭、 \mathcal{O} た。 決算における1立方メー

原価(年間の費用を有収水量で割った とおりです。 供給単価(給水収益を有収水量で また給水原価の費用構成は表4の)は321円40銭となっていま トル当たり

平成 19年度 小野町水道事業貸借対照表 (平成20年3月31日) (単位 円) 資産の部 1. 固定資產 ()有形固定資產 (2)無形固定資產 因定資產合計 2. 流動資產 ()現金預金 (2)未収金 (3)貯蔵品 流動資產合計 1,870,887,066 104,308,163 1 975 195 220 63,148,584 19,528,331 83,160,544 ø 流動負債 (1)未払金 (2)前受金 流動負債合計 負債合計 資本金 (1)自己資本 (2)借入資本 資本金合計 剩余金 明宗並 (1) 資本剰余金 (2) 欠損金 520,586,415 ② 欠損益 剰余金合計 資本合計 負債および資本合計

◇◇◇平成19年度 人事行政の運営等の状況◇◇◇

平成19年度 小野町人事行政の運営等の状況

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運用等の状況について、平成19年度の概要をお知らせします。

1 職員の任免に関する状況

(1)平成19年度新規採用の状況 (平成19年4月1日~平成20年3月31日)

一般行政職	事務職	1名
	技術職	採用なし
技能労務職		採用なし

(2)平成19年度退職者の状況(平成20年3月31日まで)

区分	定年	勧奨	70	合計	
	退職	退職	普通退職	死亡退職	
一般行政職	5人	1人	3人	1人	10人
技能労務職	_	_	_	_	_
合 計	5人	1人	3人	1人	10人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1 週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息時間	休憩時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後 5時15分	制度なし	正午から 午後0時 45分まで	土曜日日曜日

- ※1 平成20年4月1日からは、休憩時間を正午から午後1 時までとし、執務終了時刻を午後5時30分としました。
- ※2 本庁窓口業務は、勤務時間の割り振りの変更により、 毎週水曜日は午後7時まで、毎月第3日曜日は午前8 時30分から午後5時30分までの勤務をしています。
- ※3 小野町ふるさと文化の館は土・日・祝開館、一部の保育園では延長保育の実施のため、この表とは異なる勤務形態をとっています。

(2)年次休暇の状況

(平成19年1月1日~平成19年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
A	B	C	B÷C	B÷A
2,816	448	73	6.1	15.9%

※ 対象職員は、平成19年1月1日から平成19年12月31日 までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間 中に育児休業、休職、派遣勤務した者を除いています。

(3)休暇等の種類(平成19年4月1日現在)

区分	内容	備考
年 次 有給休暇	1暦年ごとに20日とし、最大20日 を超えない範囲内の使用残日数を 繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要す る場合、最小限必要と認められ る期間	有給
	・出産する場合 出産予定前8 週間以内及び出産後8週間以 内の期間	有給
	・配偶者が出産する場合 2日以内の期間	有給
	・生後1年に達しない子を育て る職員が、その子の保育のた めに必要と認められる授乳等 を行う場合 1日2回それぞ れ30分以内	有給
	・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子を看護する必要があるとき 1年に5日以内	有給
特別休暇 (主なる も の)	・忌引のため勤務しないことが 相当である場合 配偶者 10日以内 1 親等の直系尊属 7日以内 1 親等の直系卑属 5日以内 2 親等の直系尊属 3日以内 2 親等の傍系者 3日以内 など	有給
	・夏季における家庭生活の充実 等の場合3日以内	有給
	・ボランティア活動を行う場合 5日以内	有給
	・父母の祭日の場合 その都度 1日以内	有給
	・骨髄移植に係る登録、提供を 行う場合必要な期間	有給
	・公民権を行使する場合 必要と認められる期間	有給
介護休暇	・近親者で負傷、疾病又は老齢 により日常生活を営むのに支 障がある者の介護をする場合 6月以内	無給



平成20年度秋季検閲

3 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成19年度)

処分の種類		処分者数	内 容
分限処分		0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的とした処分で、 勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の 遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠 く場合等に職員に対して行われる処分です。
	免職		懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任
微量加入	停職	人0	│を問い、秩序維持を図ることを目的にした制裁的な │処分で、地方公務員法等又は条例、規則等に違反し
懲戒処分 	減給	0人	た場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場 合、全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場
	戒告		合に、職員に対して行われる処分です。

4 職員の服務の状況(平成19年度)

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員には次のような様々な義務や制限が課せられています。

区分	内容	違反者数
命令に従う義務 (地公法32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地公法33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地公法34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務のみに専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への 従事制限 (地公法38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を 兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務 にも従事してはならない。	0人

(3)県人事委員会の業務の状況

職員の苦情を処理すること。

(2)公平委員会の権限は地方公務公平委員会の権限は地方公務の書が、判定し、及びを明ます。その主な内容は次のといます。その主な内容は次のといます。その主な内容は次のといます。その主な内容は次のとの要求を審査し、判定し、及び要求を審査し、判定し、及びを要な措置を執ること。

います。事委員会から受けることとして事委員会から受けることとして年度の業務の状況の報告を県人また、毎年7月末日までに前

(1)公平委員会への事務の委託(1)公平委員会への事務を処理させた。 同条第4項の規定では、だし、同条第4項の規定では、他の地方公共団体の人事委員会に委託してその事務を処理させることができるとされており、 中間では、公平委員会への事務の委託

(平成19年度)

成18年度からは給与構造改革に わせ、 わせ、 勤務評定の結果を給料

勤務評定を実施しています。

<u>17</u>

基金が設置され 公務員災害補償 的として、 与することを目 福祉の向上に寄

支部

います。

年に1回、

11月に職員の

地方

加入団体

地方公務員災害 補償基金福島県

行のため勤務評定実施規程に基

有効な指針、

公平な人事行政

執

職員の資質向上、

指導監督の

19年度) (2) 勤 |務成績の評定の概要(平成 (2ヶ月間 東北六県市町

村中堅職員研 講座16人

修

受講させています。 の向上のため、 ふくしま自治研修センター研 研 員の資質の向上、 修の状況(平成19年度) 毎年各種研修を 、勤務能

る保証を迅速かつ公正に行い

あった場合、

受けた災害に対す

受けたり、通勤途上で災害に

職員が公務に起因して災害を

②公務災害補償制度

族の する援助などの 関する活動に対 職員及びその家 併せて職員の社会復帰の促進 の災害防止に 援護、 公務

の生活の安定と 員及びその家族 福祉事業を行う ことにより、 災害件数 災害の概要 0件

6 務成職 績員 側の評定の状況員の研修及び勤

変更登録年月日と変更内容 管理職員等の範囲の指定の状況 小野町職員労働組合 該当なし

> 間ドック助成、永年勤続職員へ ている職員互助会では、主に人 予防検診を実施しています。 では、 員の福利厚生の状況

エ

その他

職員団体の登録の状況

登録団体名

の助成を実施しています。 の報償、クラブ活動(3団体)へ また、職員の会費で事業行っ 主に健康診断、生活習慣病 職員の福利厚生のた

保護の状況(平成19年度 職員の福祉及び利益 മ

ア

勤務条件に関する措置の

要

の昇級に反映させています。

求の状況

該当なし

し立ての状況

該当な-

不利益処分に関する不服申

人事行政相談の状況

該当なし

職員の平均給与月額、初任給等の状況 2

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料	平均給与	平均給与月額
区分	十四十四	月額	月額	(国ベース)
, 1, m ₹ m ±	歳	円	円	円
小野町	42.1	322,400	362,470	354,236
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	歳	円	円	円
福島県	43.2	354,800	417,032	388,852
	歳	円	円	円
国	40.7	325,724	_	383,541
粉似四件	歳	円	円	円
類似団体	43	325,505	373,259	352,580

②技能労務職

ᅜ	Д	平均年齢	平均給料	平均給与	平均給与月額
区 分	一十岁平断	月額	月額	(国ベース)	
.I.	₩7 M +	歳	円	円	円
/]\	野町	51.6	287,800	296,087	294,232
うち	ち調理士	51.2	287,600	295,857	291,357
うち	ち用務員	52.1	288,400	296,666	295,791
福島	島県	49.5	367,300	410,533	392,366
Ξ	E	48.8	287,094	_	320,514
類似	団体	48.9	275,812	293,286	286,196

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在におけ (注)1

る各職種ごとの職員の基本給の平均である。 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われ る扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務 手当などの諸手当の額を合計したものであり、 地方公務員給与実態調査において明らかにされ ているものである。また、平均給与月額(国ベー ス)は、国家公務員の平均給与月額には時間外 勤務手当、特殊勤務手当の手当が含まれていな いことから比較のため国家公務員と同じベース で再計算したものである。

小野町の給与・定員管理等について

総括 1

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台 帳人口 (19年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の 人件費率
19年度	人	千円	千円	千円	%	%
	11,987	4,232,286	91,574	1,019,227	24.1	23.9

※人件費には、議会議員やその他の非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、 職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれます。

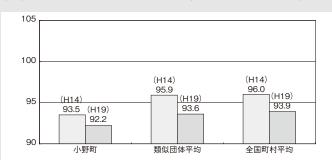
職員給与費の状況(普通会計予算)

	給与費						
区分	職員数	給	料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計B	一人当たり給 与費B/A
20年度	121	460	,740	54,044	189,919	704,703	5,823

- 職員手当には退職手当を含みません。
 - 給与費は当初予算に計上された額である。
 - 職員数には、公営企業等会計部門及び派遣職員は含まれません。

特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の 給与水準を示す指数である。 類似団体とは、福島県内の国見町・桑折町・鏡石町である。

(2)職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

	区分		予町	国		
	分	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
もひくニ エと 取が	大学卒	174,300円	188,100円	174,300円	188,100円	
一般行政職 	高校卒	141,900円	151,700円	141,900円	151,700円	
技能労務職	高校卒	135,600円	145,100円	一円	145,500円	

⁽注)初任給・昇格及び昇級等の基準に関する規則の運用により、2年後の給料はこれより増減する場合があります。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

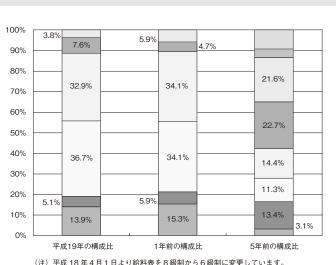
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
你 /二	大学卒	- 円	334,900円	359,600円
一般行政職 	高校卒	237,900円	273,100円	328,700円
技能労務職	短大卒	- 円	- 円	-円
文化为伤啦 ————————————————————————————————————	中学卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	参事	3	3.8
5級	課長	6 ^人	7.6
4級	班長・主幹	26 ^人	32.9
3級	副主幹・主任主査	29 人	36.7
2級	主 查	4 4	5.1
1級	主事	人 11	13.9

- (注)1 小野町の給与条例に基づく給料表の級区分 による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該 当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年 4 月 1 日より給料表を 8 級制から 6 級制に変更しています。

(2)昇給期間短縮の状況

	区分		全職種
	職員数	А	89人
19年度	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	В	0人
	比率	B / A	0.0%

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

	小野町			国	
1 人当	たり平均支給額(18年度)	1,582千円		_	
(18年度支給割合)	期末手当	勤勉手当	(18年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.95月分	1.45月分		3.0月分	1.45月分
	(1.55)月分	(0.75)月分		(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況) 耳	職制上の段階、職務の級等によ	る加算措置 5%~15%	(加算措置の状況) 職制	制上の段階、職務の級等による加算	算措置 5%~25%

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2)退職手当(19年4月1日現在)

	小野町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分	
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加	算措置		その他の加算措置			
定年前早期 (2%~20	退職特例措置 %加算)	Ī	定年前早期 (2%~20	退職特例措置 %加算)	i	
1人当たり 平均支給額	4,636千円	20,374千円				

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る 職員に支給された平均額である。

(3)特殊勤務手当 平成14年4月1日から全廃

(4)時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	23,040千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	192千円
支給実績 (18年度決算)	23,386千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	171千円

(5) その他の手当(19年4月1日現在)

手 当	4 名	内容及び支給単価	国の 制度との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (19年度決算)
	扶養親族	配偶者 13,000円			千円	円
扶養手当 (月額)	として配 偶者、子 等を有す	扶養親族 ・扶養しない配偶者を有する場合 6,500円	同		12,852	197,723
	る職員	・配偶者なし 1人目のみ 11,000円				
		持ち家(世帯主) 新築・購入後 5年間 3,500円 上記以外の場合 2,500円		持ち家について、新築・購入後5年間 2,500円	千円	PI
住居手当(月額)	住居の 区分	借家、借間(世帯主) 月額9,500円を超える家賃を支払っている 者に、家賃額-9,500円~27,000円 借家、借間(配偶者等) 世帯主の半額	異	月額12,000円を超え る家賃に対し一定基 準で支給。	4,680	91,764
マサイル	本汉王矶	公共交通機関利用者(通勤距離2km以上) ・58,000円までは運賃相当額		自家用車等利用者	千円	円
通勤手当 (月額)	交通手段 の区分	自家用車等利用者(通勤距離2km以上) ・通勤距離2km~80km 2,500~45,500円 ・80km超 48,400円	異	通勤距離60kmを超え、 80kmまで支給区分を 設定	4,839	57,607

[※]寒冷地手当は、段階的に減額となり、経過措置終了の平成21年度をもって全廃となります。

5 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

	X	分			給 料 月	朝 等
						(参考)類似団体における最高/最低額
給	料	町		長	553,000円	874,000円/325,000円
		副	町	長	568,000円	656,000円/325,000円
		議		長	307,000円	380,000円/243,000円
報	酬	副	議	長	245,000円	285,000円/191,700円
		議		員	225,000円	261,000円/152,800円
		町		長	(18年度3	支給割合)
		副	町	長	3.30	月分
期末	手 当	議		長	/	
		副	議	長	(18年度 3 3.30	
		議		員	0.00	7,3,73

[※]平成17年5月1日から平成21年3月22日までは、条例月額から、町長の給料については30%を、副町長、教育長の給料については、10%を減額しております。

6 職員数の状況

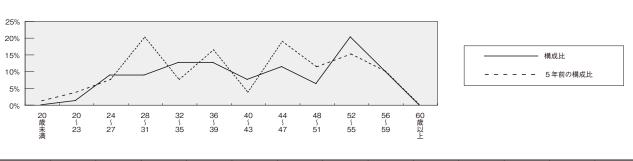
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職員数	数(人)	対前年増減数	主な増減理由
部門			平成18年	平成19年	入) 时 十 ² 目 // 火	工な相/50,44日
	議	会	3	3	0	
	総	務企画	24	24	0	
	税	務	9	8	△ 1	事務電算化による
	民	生	28	28	0	
┃ ┃一般行政部門	衛	生	8	7	△ 1	事務の統合などによる
	労	働	0	0	0	
	農	林水産	10	8	△ 2	事務量の減による
	商	エ	3	3	0	
	土	木	9	8	△ 1	事務の統合などによる
	小	計	94	89	△ 5	
特別行政部門	教	育	29	28	△ 1	施設の統合による
初加加以即门	小	計	29	28	△ 1	
/3 334 A 314 645	水	道	4	3	△ 1	事務の統合などによる
公営企業等	そ	の他	9	8	△ 1	特別会計事業の事務合理化による
д ні нь іл	小	計	13	11	△ 2	
合	計		136	128	△ 8	

⁽注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 〈 23歳	24歳 〈 27歳	28歳 ൃ 31歳	32歳 〈 35歳	36歳 〈 39歳	40歳 〈 43歳	44歳 〈 47歳	48歳 〈 51歳	52歳 〈 55歳	56歳 〈 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	人 1	人 7	人 7	人 10	人 10	, 6	人 9	人 5	人 16	人 8	人 0	人 79

⁽注) 職員数は、一般行政職に属する職員数である。

(3)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標(数・率)

計画	期間	*\/ \t □ \##
始 期 終 期		数値目標
平成16年4月1日	平成26年3月31日	一般職の総定員を100名とする

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

|--|